

第30回 浦幌町農業委員会総会議事録

令和 2 年 1 月 2 7 日 開会

令和 2 年 1 月 2 7 日 閉会

浦幌町農業委員会

令和2年1月27日 第30回浦幌町農業委員会総会を浦幌町役場2階中会議室にて招集

開会 午後2時00分

閉会 午後2時24分

1 出席委員

1番	伊藤光一	2番	小野木 淳	3番	香川 由
4番	石塚健一	5番	福田和己	6番	大坂 有
7番	山村幹次	8番	廣富一豊	9番	高木政志
10番	木南和徳	11番	森 秀幸	12番	石森正浩
13番	小川博幸				

2 欠席委員

なし

3 議事に参与するもの

事務局長 坂下利行
農地係長 小川裕之
主 事 河上 彰

○議事日程

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 議事録署名委員の指名について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 報告第1号 令和元年浦幌町農地賃借料情報の提供について
- 日程第 5 議案第1号 農地法第18条第6項の規定に係る合意解約通知の成立状況の確認
について
- 日程第 6 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第 7 議案第3号 農地所有適格法人要件の確認について
- 日程第 8 議案第4号 浦幌町農業委員会の法令遵守に係る申し合わせ決議(案)について

4 議事内容 午後2時00分開会

○坂下事務局長 皆さん、こんにちは。本日は、お忙しい中ご出席をいただきましてありがとうございます。総会の議事につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定により、総会の議長は会長が務めることになっておりますので、これからの議事進行につきましては小川会長にお願いいたします。

●開会の宣告

○小川議長 ただ今の出席委員は13名です。定足数に達しておりますので、ただ今から第30回浦幌町農業委員会総会を開会いたします。これより議事に入ります。

●日程第1 会期の決定について

○小川議長 日程第1、「会期の決定」を議題といたします。お諮りをいたします。本総会の会期は、本日1日にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○小川議長 異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

●日程第2 議事録署名委員の指名について

○小川議長 日程第2、「議事録署名委員の指名について」は、会議規則第12条第2項の規定により、議席番号2番小野木委員、3番香川委員を指名いたしますのでよろしくお願ひいたします。

●日程第3 諸般の報告について

○小川議長 次に日程第3、「諸般の報告」について、事務局長より報告をお願いいたします。

○坂下事務局長 諸般の報告、朗読説明。

○小川議長 ただ今報告が終わりました。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

●日程第4 報告第1号 令和元年浦幌町農地賃借料情報の提供について

○小川議長 質疑が無いようですので、次に日程第4、報告第1号「令和元年浦幌町農地賃借料情報の提供について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○坂下事務局長 議案書2ページをご覧ください。報告第1号。平令和元年浦幌町農地賃借料情報の提供について。農地法第52条の規定に基づき、令和元年浦幌町内の農地賃借料情報の提供について報告する。令和2年1月27日提出。浦幌町農業委員会会長。記、1、浦幌町内の農地賃借料情報、別紙による。

議案書3ページをご覧ください。平成31年1月1日から令和元年12月31日までに締結、公告された農地の賃貸借における賃借料水準。10アールあたりは、地区別に表のとおりとなっております。金額につきましては100円未満を四捨五入し、100円単位で表示しています。

また、参考までに皆さんのお手元に配付しています別表には、昨年の金額等を下段括弧書きし、比較できるようにお示ししていますのでご参照願います。なお、このことにつきましては、来月25日発行予定の広報うらほろ、町ホームページに掲載して参りたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。以上で報告を終わります。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 質疑が無いようですので、報告第1号は報告のとおりといたします。

●日程第5 議案第1号 農地法第18条第6項に規程に係る合意解約通知の成立状況の確認について

○小川議長 次に、日程第5、議案第1号「農地法第18条第6項に規程に係る合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。事務局より説明願います。

○小川係長 議案書4ページをご覧ください。議案第1号。農地法第18条第6項の規定に係る合意解約通知の成立状況の確認について。このことについて、下記のとおり農地の賃貸借契約の解約通知があったので審議されたい。令和2年1月27日提出。浦幌町農業委員会会長。解約通知があったのは、下記の2件であります。

議案書5ページをご覧ください。賃貸人は、幕別町外に住所を有する共有名義の方5名。賃借人は、直別に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき平成23年3月1日に賃貸借されましたが、令和元年12月25日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。経営移譲するための解約であります。

議案書6ページをご覧ください。賃貸人は、養老に住所を有する方。賃借人は、共栄に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき平成30年11月29日に賃貸借されましたが、令和2年1月8日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。売買するための解約であります。

なお、本件につきましては、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願いたします。以上でございます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。よろしいですか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 それでは議案第1号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第1号は、原案のとおり決定をいたしました。

●日程第6 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

○小川議長 日程第6、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書8ページをご覧ください。議案第2号。農地法第3条第1項の規定による許可申請について。このことについて、下記の者より申請があったので審議されたい。令和2年1月27日提出。浦幌町農業委員会会長。申請があったのは、下記の賃貸借案件1件でございます。

番号41番。貸主は、幕別町外に住所を有する共有名義の方5名。借主は、直別に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は現況畑、面積は11筆合わせまして94,970平方メートルです。契約の種類は賃貸借。価格は記載のとおりであります。契約期間は令和2年1月28日から令和11年11月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、農地を返還されたため、新たに貸し付ける。借主は、農業者年金基金法に定める経営移譲（継承）を受けるため新たに賃貸借を締結するものであります。

なお、本件につきましては、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの不許可条項に該当しておらず、許可要件の全てを満たしていると考えております。議案書9ページに3条番号41の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 ただ今の説明に関連して、地区担当の廣富委員より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○廣富委員 番号41番につきましては、ただ今事務局の説明のとおり、農業者年金基金法に定める経営移譲及び経営継承を受けるため、新たに賃貸借を締結する内容であり、1月8日現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることを報告します。以上です。

○小川議長 ありがとうございます。ただ今説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。
(「ありません」の声あり)

○小川議長 それでは議案第2号を採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号は、原案のとおり決定をいたしました。

●日程第7 議案第3号 農地所有適格法人要件の確認について

○小川議長 日程第7、議案第3号、「農地所有適格法人要件の確認について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○河上主事 議案書10ページをご覧ください。議案第3号。農地所有適格法人要件の確認について。農地法第6条及び農地法施行規則第58条の規定により提出のあった農地所有適格法人報告書により農地所有適格法人の確認要件について審議されたい。令和2年1月27日提出。浦幌町農業委員会会長。

農地所有適格法人は、農地法第6条第1項で毎事業年度終了日、いわゆる決算の日から3ヵ月以内に、農地等の所在地を管轄する農業委員会へ事業状況等の報告をすることが義務付けられており、農業委員会は、その法人が農地法上の要件を欠いていないか、また欠くおそれがないかについてこの報告によって確認することになっています。ただいま審議いただきます農地法第6条

の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告は、番号1番から2番の2件で、法人名、代表者、所在地、事業年度については議案に記載のとおりです。確認要件につきましては、議案書11ページに説明資料がございますので、この資料に沿って説明させていただきます。

農地所有適格法人の確認要件には、会社法又は農業協同組合法に基づく法人でなければならないという法人形態要件。主たる事業が農業であるという事業要件。株式会社の場合は議決権の合計(株式)の過半を、持分会社の場合は社員の過半を次に掲げる者が占めていなければならないという構成員要件。法人の常時従事者たる構成員が理事等の過半を占めており、役員又は重要な使用人のうち1人以上がその法人の行う農業に必要な農作業に年間60日以上従事していなければならないという役員要件。以上の4要件があります。この4要件につき、別添の第30回農業委員会総会議案説明資料1ページから4ページに掲載しております農地所有適格法人要件確認書により審査を行いましたところ、番号1番及び2番の法人につきましては、すべての要件を満たしており、適と判断するものです。以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第3号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第3号は、原案のとおり決定をいたしました。

●日程第8 議案第4号 浦幌町農業委員会の法令遵守に係る申し合わせ決議(案)について

○小川議長 次に日程第8、議案第4号、「浦幌町農業委員会の法令遵守に係る申し合わせ決議(案)について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○河上主事 議案書12ページをご覧ください。議案第4号。浦幌町農業委員会の法令遵守に係る申し合わせ決議案について。このことにつき、下記の案のとおり決議することについて審議されたい。令和2年1月27日提出。浦幌町農業委員会会長。

記。浦幌町農業委員会の法令遵守に係る申し合わせ決議案。私たち農業委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

記。1、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同法第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。2、農業委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。以上でございます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第4号を採決いたします。本案を原案のとおり申し合わせ決議として決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第4号については、原案のとおり決定をいたしました。

以上で、本日附議された議案の審議はすべて終了いたしました。この際、その他の案件について委員からご発言があれば挙手をお願いします。ありませんか。

(「ありません」の声あり)

●閉会の宣告

○小川会長 それでは、以上をもちまして第30回浦幌町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

午後2時24分閉会